

## 規定改定新旧表

## 【WEB口座預金規定】

| 変更後  | 変更前   |
|--|---|
| <p>2. (利用資格)</p> <p>(1) WEB口座をご利用いただけるお客さまは、日本国内に居住されている個人のお客さま（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除きます。）に<b>限ります。</b>（居住者とは「<b>外国為替及び外国貿易法</b>」6条1項5号に<b>定めたものをいいます。</b>）</p> <p>(2) WEB口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。<br/><b>(削除)</b></p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1) WEB口座を解約する場合は、当行所定の書類を提出してください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこのWEB口座取引を停止し、または預金者に通知することによりこのWEB口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①住所変更の届出を怠るなどにより、当行においてお客さまの所在が不明になった場合</p> <p>②支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始等の申立てがあった場合</p> <p>③相続の開始があった場合</p> <p>④家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合</p> <p>⑤家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合</p> <p>⑥このWEB口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合またはWEB口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>⑦このWEB口座の預金者が第11条および第12条に違反した場合</p> <p>⑧このWEB口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑨キャッシュカード等が郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合</p> <p>⑩本サービスがお客さまの事業用に利用された場合</p> | <p>2. (利用資格)</p> <p>(1) WEB口座をご利用いただけるお客さまは、<del>日本国籍をお持ちで、かつ</del>日本国内に居住されている個人のお客さま（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除きます。）<del>とします。</del></p> <p>(2) WEB口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。<br/><del>-(3)-WEB口座をご利用いただくためには、肥銀インターネットバンキングサービスの契約が必須となります。</del></p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1) WEB口座を解約する場合は、当行所定の書類を提出してください。<del>なお、WEB口座を残したまま、肥銀インターネットバンキングサービスの契約のみを解約することはできません。</del></p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこのWEB口座取引を停止し、または預金者に通知することによりこのWEB口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①住所変更の届出を怠るなどにより、当行においてお客さまの所在が不明になった場合</p> <p>②支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始等の申立てがあった場合</p> <p>③相続の開始があった場合</p> <p>④家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合</p> <p>⑤家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合</p> <p>⑥このWEB口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合またはWEB口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>⑦このWEB口座の預金者が第11条および第12条に違反した場合</p> <p>⑧このWEB口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑨キャッシュカード<b>またはインターネットバンキングの契約者カード</b>等が郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合</p> <p>⑩本サービスがお客さまの事業用に利用された場合</p> |

| 変更後  | 変更前  |
|--|--|
| <p>①この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>②法令で定める本人確認等における確認事項、および第 1 2 条第 1 項で定める当行からの通知等による各種確認事項や提出された資料に偽りがある場合</p> <p>③この預金が、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合</p> <p>④第 1 3 条第 1 項から第 4 項に定める取引の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合</p> <p>⑤第 1 1 号から第 1 3 号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</p> <p>⑥前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合</p> | <p>①この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>②法令で定める本人確認等における確認事項、および第 1 2 条第 1 項で定める当行からの通知等による各種確認事項や提出された資料に偽りがある場合</p> <p>③この預金が、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合</p> <p>④第 1 3 条第 1 項から第 4 項に定める取引の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合</p> <p>⑤第 1 1 号から第 1 3 号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</p> <p>⑥前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合</p> |

【W E B 総合口座取引規定】

| 変更後  | 変更前   |
|--|---|
| <p>2. (利用資格)</p> <p>(1) W E B 総合口座をご利用いただけるお客さまは、日本国内に居住されている満 1 8 歳以上の個人のお客さま（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除きます。）に<b>限ります。</b>（居住者とは「<b>外国為替及び外国貿易法</b>」6 条 1 項 5 号に定めたものをいいます。）</p> <p>(2) W E B 総合口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。<br/><b>(削除)</b></p> <p>1 7. (解約等)</p> <p>(1) W E B 総合口座を解約する場合は、当行所定の書類を提出してください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの W E B 総合口座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの W E B 総合口座を解約することができるものとします。なお、通</p> | <p>2. (利用資格)</p> <p>(1) W E B 口座をご利用いただけるお客さまは、<del>日本国籍をお持ちで、かつ</del>日本国内に居住されている個人のお客さま（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除きます。）<del>とします。</del></p> <p>(2) W E B 口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。<br/><del>(3) W E B 口座をご利用いただくためには、肥銀インターネットバンキングサービスの契約が必須となります。</del></p> <p>1 7. (解約等)</p> <p>(1) W E B 総合口座を解約する場合は、当行所定の書類を提出してください。<del>なお、W E B 総合口座を残したまま、肥銀インターネットバンキングサービスの契約のみを解約することはできません。</del></p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの W E B 総合口座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの W E B 総合口座を解約することができるものとします。なお、通</p> |

| 変更後   | 変更前   |
|---|---|
| <p>知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住所変更の届出を怠るなどにより、当行においてお客さまの所在が不明になった場合</li> <li>②支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始等の申立てがあった場合</li> <li>③相続の開始があった場合</li> <li>④家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合</li> <li>⑤家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合</li> <li>⑥このW E B 総合口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合またはW E B 総合口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</li> <li>⑦このW E B 総合口座の預金者が第 1 4 条および第 1 5 条に違反した場合</li> <li>⑧このW E B 総合口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</li> <li>⑨キャッシュカード等が郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合</li> <li>⑩本サービスがお客さまの事業用に利用された場合</li> <li>⑪この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</li> <li>⑫法令で定める本人確認等における確認事項、および第 1 6 条第 1 項で定める当行からの通知等による各種確認事項や提出された資料に偽りがある場合</li> <li>⑬この預金が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合</li> <li>⑭第 1 6 条第 1 項から第 3 項に定める取引の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合</li> <li>⑮第 1 1 号から第 1 3 号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</li> <li>⑯前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合</li> </ul> | <p>知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住所変更の届出を怠るなどにより、当行においてお客さまの所在が不明になった場合</li> <li>②支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始等の申立てがあった場合</li> <li>③相続の開始があった場合</li> <li>④家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合</li> <li>⑤家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合</li> <li>⑥このW E B 総合口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合またはW E B 総合口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</li> <li>⑦このW E B 総合口座の預金者が第 1 4 条および第 1 5 条に違反した場合</li> <li>⑧このW E B 総合口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</li> <li>⑨キャッシュカードまたはインターネットバンキングの契約者カード等が郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合</li> <li>⑩本サービスがお客さまの事業用に利用された場合</li> <li>⑪この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</li> <li>⑫法令で定める本人確認等における確認事項、および第 1 6 条第 1 項で定める当行からの通知等による各種確認事項や提出された資料に偽りがある場合</li> <li>⑬この預金が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合</li> <li>⑭第 1 6 条第 1 項から第 3 項に定める取引の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合</li> <li>⑮第 1 1 号から第 1 3 号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</li> <li>⑯前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合</li> </ul> |

以上